

「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令」の
閣議決定及び意見募集（パブリックコメント）の結果について
（お知らせ）

平成 25 年 7 月 30 日（火）
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
代 表：03-3581-3351
室 長：田邊 仁（内線 6651）
室長補佐：小西 豊（内線 6655）
担 当：岸 秀蔵（内線 6656）

「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令」が本日 7 月 30 日（火）に閣議決定されたので、お知らせいたします。

1. 政令の概要

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがあり、その飼養又は保管をする場合に都道府県知事等の許可を必要とする動物(特定動物)に、ボネリークマタカ他 4 種を追加する。さらに、既に指定されている特定動物について、最新の知見に基づき目名・科名・属名・種名の見直しを行うとともに、属、種の並び順や記載方法についても見直しを行う。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 79 号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、規定の整理を行うとともに、第一種動物取扱業の登録のうち犬猫等健康安全計画に係る部分や、(1)により追加される特定動物の飼養又は保管の許可について経過措置を定める。

2. 施行期日

平成 26 年 2 月 1 日

ただし、(2)については、改正法の施行の日(平成 25 年 9 月 1 日)

3. 意見募集の結果及びそれに対する考え方

(1) 意見募集の対象

「動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案概要」

(2) 意見募集の周知方法

電子政府の総合窓口、環境省ホームページ

(3) 意見募集期間

平成 25 年 6 月 13 日(木)～平成 25 年 7 月 12 日(金)

(4) 意見提出方法

電子メール、郵送またはファックス

(5) 意見提出数

68 通

(6) のべ意見数

129 件

(7) 御意見に対する考え方

いただいた御意見に対する考え方は、別添のとおり。

【添付資料】

- ・ 要綱
- ・ 案文・理由
- ・ 新旧対照条文
- ・ 参照条文
- ・ パブリックコメントの結果について

政令第 号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十六条第一項及び第四十二条並びに動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律附則第十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に改める。

第三条中「第三十五条第六項」を「第三十五条第八項」に改める。

別表の一の（一）のおまきざる科の項及びおながざる科の項を次のように改める。

アテリダ工科	
アロウアタ属（ホエザル属）全種	
アテレス属（クモザル属）全種	
ブラキュテレス属（ウーリークモザル属）全種	

	<p>ラゴトリクス属（ウーリーモンキー属）全種</p> <p>オレオナクス・フラヴィカウダ（ヘンディーウーリーモンキー）</p>
<p>おながざる科</p>	<p>ケルコケブス属（マンガベイ属）全種</p> <p>ケルコピテクス属（オナガザル属）全種</p> <p>クロロケブス属全種</p> <p>コロブス属全種</p> <p>エリュトロケブス・パタス（パタスモンキー）</p> <p>ロフォケブス属全種</p> <p>マカカ属（マカク属）全種</p> <p>マンドリル属（マンドリル属）全種</p> <p>ナサリス・ラルヴァトウス（テングザル）</p> <p>パピオ属（ヒヒ属）全種</p> <p>ピリオコロブス属（アカコロブス属）全種</p>

	<p>プレスビュティス属（リーフモンキー属）全種 プロコロプス・ヴェルス（オリーブコロプス） ピュガトリクス属（ドウクモンキー属）全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種 シミアス・コンコロール（メンタウエーコバナテングザル） テロピテクス・ゲラダ（ゲラダヒビ） トラキュピテクス属全種</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表の一の（一）のひと科の項を次のように改める。

ひと科	<p>ゴリルラ属（ゴリラ属）全種 パン属（チンパンジー属）全種 ポンゴ属（オランウータン属）全種</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------

別表の一の（二）のいぬ科の項を次のように改める。

いぬ科	<p>カニス・アドウストウス（ヨコスジジャツカル）</p> <p>カニス・アウレウス（キンイロジャツカル）</p> <p>カニス・ラトランス（コヨーテ）</p> <p>カニス・ルプス（オオカミ）のうちカニス・ルプス・ディンゴ（ディンゴ）及びカニス・ルプス・ファミリアリス（犬）以外のもの</p> <p>カニス・メソメラス（セグロジャツカル）</p> <p>カニス・スイメンスイス（アビシニアジャツカル）</p> <p>クリュソキュオン・ブラキュウルス（タテガミオオカミ）</p> <p>クオン・アルピヌス（ドール）</p> <p>リュカオン・ピクトウス（リカオン）</p>
ねこ科	<p>別表の一の（二）のねこ科の項を次のように改める。</p> <p>アキノニユクス・ユバトウス（チーター）</p> <p>カラカル・カラカル（カラカル）</p>

きりん科

ギラファ・カメロパルダリス（キリン）

別表の一の（五）のきりん科の項及びうし科の項を次のように改める。

カトプマ・テンミンキイ（アジアゴールデンキャット）
フェリス・カウス（ジャングルキャット）
レオパルドウス・パルダリス（オセロツト）
レプタイルルス・セルヴァル（サーバル）
リユンクス属（オオヤマネコ属）全種
ネオフェリス・ネプロサ（ウンピョウ）
パンテラ属（ヒョウ属）全種
プリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス（スナドリネコ）
プロフェリス・アウラタ（アフリカゴールデンキャット）
プマ属（ピューマ属）全種
ウンキア・ウンキア（ユキヒョウ）

うし科	ビソン属（バイソン属）全種 スンケルス・カフェル（アフリカスイギュウ）
-----	----------------------------------------

別表の二の（一）中「だちょう目」を「ひくいどり目」に改め、同表の二の（二）のコンドル科の項及びたか科の項を次のように改める。

コンドル科	ギュンノギユプス・カリフォルニアヌス（カリフォルニアコンドル） サルコランフス・パパ（トキイロコンドル） ヴルトウル・グリユフス（コンドル）
たか科	アエギユピウス・モナクス（クロハゲワシ） アクイラ・アウダクス（オナガイヌワシ） アクイラ・クリュサエトス（イヌワシ） アクイラ・ファスキアタ（ボネリークマタカ） アクイラ・ニパレンスイス（ソウゲンワシ） アクイラ・スピロガステル（モモジロクマタカ）

アキラ・ヴェルレアウクスィイ（コシジロイヌワシ）
ギユパエトウス・バルバトウス（ヒゲワシ）
ギユプス・アフリカヌス（コシジロハゲワシ）
ギユプス・ルエペルリイ（マダラハゲワシ）
ハリアエトウス・アルビキルラ（オジロワシ）
ハリアエトウス・レウコケファルス（ハクトウワシ）
ハリアエトウス・ペラギクス（オオワシ）
ハリアエトウス・ヴォキフェル（サンシヨクウミワシ）
ハルピア・ハルピユヤ（オウギワシ）
ハルピユオプスイス・ノヴァエグイネアエ（パプアオウギワシ）
モルフヌス・グイアネンスイス（ヒメオウギワシ）
ニサエトウス・ニパレンスイス（クマタカ）
ピテコファガ・イエフェリユイ（フィリピンワシ）

	<p>ポレマエトウス・ベルリコスス（ゴマバラワシ）</p> <p>ステファノアエトウス・コロナトウス（カンムリクマタカ）</p> <p>トルゴス・トラケリオトス（ミミヒダハゲワシ）</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------

別表の三の（二）のおおとかげ科の項を次のように改める。

<p>おおとかげ科</p>	<p>ヴァラヌス・コモドエンスイス（コモドオオトカゲ）</p> <p>ヴァラヌス・サルヴァドリイ（ハナブトオオトカゲ）</p>
---------------	-----------------------------------------------------------------

別表の三の（二）のおおとかげ科の項の次に次のように加える。

<p>にしきへび科</p>	<p>モレリア・アメティステイヌス（アメジストニシキヘビ）</p> <p>モレリア・キングホルニ（オーストラリアヤブニシキヘビ）</p> <p>ピュトン・モルルス（インドニシキヘビ）</p> <p>ピュトン・レティクラトウス（アミメニシキヘビ）</p> <p>ピュトン・セバエ（アフリカニシキヘビ）</p>
---------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表の三の（二）のボア科の項及びなみへび科の項を次のように改める。

ボア科	ボア・コンストリクトル（ボアコンストリクター） エウネクテス・ムリヌス（オオアナコンダ）
なみへび科	デイスフォリドウス属（ブームスラング属）全種 ラブドフィス属（ヤマカガシ属）全種 タキユメニス属全種 テロトルニス属（アフリカツルヘビ属）全種

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十六年二月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の改正規定並びに次条から附則第四条までの規定は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十五年九月一日）から施行する。

（犬猫等販売業に関する経過措置）

第二条 改正法の施行前にした改正法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（次条第一項におい

て「旧法」という。）第十条第二項の規定による登録の申請に基づき改正法の施行後に改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項の登録を受けた者（同条第三項に規定する犬猫等販売業を営もうとする者として当該登録を受けた者に限る。）は、当該登録の日から起算して三月以内に、環境省令で定めるところにより、同条第三項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長。次条第三項において同じ。）に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、新法第十四条第一項の規定によりされたものとみなして、同条第四項の規定を適用する。

3 第一項の規定に違反した者は、新法第十四条第一項の規定に違反した者とみなして、新法第十九条第一項第六号の規定を適用する。

（特定動物の飼養又は保管の許可に関する経過措置）

第三条 改正法の施行前に旧法第二十六条第一項の許可（旧法第二十八条第一項の規定による変更の許可を含む。）の申請をした者の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

2 アクイラ・フアスキアタ（ボネリークマタカ）、アクイラ・ニパレンスイス（ソウゲンワシ）、アクイラ・スピロガステル（モモジロクマタカ）、ハリアエトウス・ヴォキフェル（サンシヨクウミワシ）及びニサエトウス・ニパレンスイス（クマタカ）についての新法第二十六条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）前においても、その許可の申請をすることができるとができる。

3 都道府県知事は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二十六条第一項の許可をすることができると。この場合において、当該許可は、施行日にその効力を生ずると。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第四条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第八号口中「第三十五条第一項に規定する」を「第三十五条第一項本文の規定による」に改める。

理由

動物による人の生命等に対する侵害を防止するため、特定動物としてボネリークマタカ等を追加する等の必要があるからである。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文目次

動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和五十年政令第百七号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

改 正 案

現 行

（第一種動物取扱業の登録を要する取扱い）

（動物取扱業の登録を要する取扱い）

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の政令で定める取扱いは、次に掲げるものとする。

一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。

一 動物の売買をしようとする者のあつせんを会場を設けて競りの方法により行うこと。

二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。

二 動物を譲り受けてその飼養を行うこと（当該動物を譲り渡した者が当該飼養に要する費用の全部又は一部を負担する場合に限る。）。

（国庫補助）

（国庫補助）

第三条 法第三十五条第八項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

第三条 法第三十五条第六項の規定による国の補助は、収容施設、殺処分施設又は焼却施設の設置に要する費用の額のうち、環境大臣が定める基準に基づいて算定した額の二分の一以内の額について行うものとする。

別表（第二条関係）

別表（第二条関係）

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) 霊長目	

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) 霊長目	

アテリダ工科	<p>アロウアタ属（ホエザル属）全種 アテレス属（クモザル属）全種 ブラキユテレス属（ウーリークモザル属）全種 ラゴトリクス属（ウーリーモンキー属）全種 オレオナクス・フラヴィカウダ（ヘンディーウーリーモンキー） ケルコケブス属（マンガベイ属）全種 ケルコピテクス属（オナガザル属）全種 クロロケブス属全種 コロプス属全種 エリュトロケブス・パタス（パタスモンキー） ロフォケブス属全種 マカカ属（マカク属）全種 マンドリルルス属（マンドリル属）全種 ナサリス・ラルヴァトウス（テングザル） パピオ属（ヒヒ属）全種 ピリオコロプス属（アカコロプス属）全種 プレスビュティス属（リーフモンキー属）全種 プロコロプス・ヴェルス（オリーブコロプス） ピュガトリクス属（ドゥクモンキー属）全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種 シミアス・コンコロール（メンタウエーコバナテ</p>
おまきざる科	<p>ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種 マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロプス属全種 プロコロプス属全種 ドゥクモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種</p>

(略)		いぬ科	(二) 食肉目	ゴリラ属(ゴリラ属) 全種	(略)		テロピテクス・ゲラダ(ゲラダヒヒ)
				パン属(チンパンジー属) 全種			トラキユピテクス属全種
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	ポング属(オランウータン属) 全種	(略)		ングザル)
				カニス・アドウストウス(ヨコスジジャツカル)			ゴリルラ属(ゴリラ属) 全種
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	カニス・アウレウス(キンイロジャツカル)	(略)		デロピテクス・ゲラダ(ゲラダヒヒ)
				カニス・ラトランス(コヨーテ)			パン属(チンパンジー属) 全種
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	カニス・ルプス(オオカミ)のうちカニス・ル	(略)		トラキユピテクス属全種
				プス・デインゴ(デインゴ)及びカニス・ルプ			ポング属(オランウータン属) 全種
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	ス・ファミアリス(犬)以外のもの	(略)		ングザル)
				カニス・メソメラス(セグロジャツカル)			ゴリルラ属(ゴリラ属) 全種
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	カニス・スイメンスイス(アビシニアジャツカ	(略)		テロピテクス・ゲラダ(ゲラダヒヒ)
				ル)			パン属(チンパンジー属) 全種
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	クリユソキユオン・ブラキユウルス(タテガミ	(略)		トラキユピテクス属全種
				オオカミ)			ポング属(オランウータン属) 全種
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	クオン・アルピヌス(ドール)	(略)		ングザル)
				リュカオン・ピクトウス(リカオン)			ゴリルラ属(ゴリラ属) 全種

(略)		いぬ科	(二) 食肉目	オランウータン属全種	(略)		
				チンパンジー属全種			
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	ゴリラ属全種	(略)		
				イヌ属のうちヨコスジジャツカル、キンイロジ			
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	ヤツカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグ	(略)		
				ロジャツカル、アメリカアカオオカミ及びアビ			
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	シニアジャツカル	(略)		
				タテガミオオカミ属全種			
(略)		いぬ科	(二) 食肉目	ドール属全種	(略)		
				リカオン属全種			

					ねこ科
					アキノニユクス・ユバトウス(チーター) カラカル・カラカル(カラカル) カトプマ・テンミンキイ(アジアゴールデンキヤット) フェリス・カウス(ジャングルキヤット) レオパルドウス・パルダリス(オセロット) レプタイルルス・セルヴァル(サーバル) リユンクス属(オオヤマネコ属)全種 ネオフェリス・ネプロサ(ウンピョウ) パンテラ属(ヒョウ属)全種 プリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス(スナドリネコ) プロフェリス・アウラタ(アフリカゴールデンキヤット) ブマ属(ピューマ属)全種 ウンキア・ウンキア(ユキヒョウ)
		(三)・(四)	(略)		
		(五) 偶蹄目			
		(略)			
	きりん科	ギラファ・カメロパルダリス(キリン)			
	うし科	ビソン属(バイソン属)全種 スユンケルス・カフェル(アフリカスイギュウ)			

					ねこ科
					ネコ属のうちアフリカゴールデンキヤット、カラカル、ジャングルキヤット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキヤット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種
		(三)・(四)	(略)		
		(五) 偶蹄目			
		(略)			
	きりん科	キリン属全種			
	うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種			

		二 鳥綱	
		(一) ひくごびご目	
		(略)	
		(二) たか目	
コンドル科	ギユンノギユプス・カリフォルニアヌス(カリフォルニアコンドル)		
	サルコランフス・パパ(トキイロコンドル)		
	ウルトウル・グリユフス(コンドル)		
	アエギユピウス・モナクス(クロハゲワシ)		
	アクイラ・アウダクス(オナガイヌワシ)		
	アクイラ・クリユサエトス(イヌワシ)		
	アクイラ・ファスキアタ(ボネリークマタカ)		
	アクイラ・ニパレンシス(ソウゲンワシ)		
	アクイラ・スピロガステル(モモジロクマタカ)		
	アクイラ・ヴェルレアウクスィイ(コシジロイヌワシ)		
	ギユパエトウス・バルバトウス(ヒゲワシ)		
	ギユプス・アフリカヌス(コシジロハゲワシ)		
	ギユプス・ルエペルリイ(マダラハゲワシ)		
	ハリアエエトウス・アルビキルラ(オジロワシ)		
	ハリアエエトウス・レウコケファルス(ハクト)		

		二 鳥綱	
		(一) だちょう目	
		(略)	
		(二) たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル	コンドル	トキイロコンドル
	オジロワシ	ハクトウワシ	オオワシ
	シ	コシジロハゲワシ	マダラハゲワシ
	ハゲワシ	ミミヒダハゲワシ	ヒメオウギワシ
	オウギワシ	パプアオウギワシ	フィリピン
	ワシ	イヌワシ	オナガイヌワシ
	ヌワシ	カンムリクマタカ	ゴマバラワシ

おおとかげ科 (略)	(二)とかげ目	三 爬虫綱 (一) (略)	ウワシ)
			ハリアエエトウス・ペラギクス(オオワシ) ハリアエエトウス・ヴォキフェル(サンシヨク ウミワシ) ハルピア・ハルピユヤ(オウギワシ) ハルピユオプスイス・ノヴァエグイネアエ(パ プアオウギワシ) モルフヌス・グイアネンスイス(ヒメオウギワ シ) ニサエトウス・ニパレンスイス(クマタカ) ピテコファガ・イエフェリユイ(フィリピンワ シ) ボレマエトウス・ベルリコスス(ゴマバラワシ) ステファノアエトウス・コロナトウス(カンム リクマタカ) トルゴス・トラケリオトス(ミミヒダハゲワシ)

おおとかげ科 (略)	(二)とかげ目	三 爬虫綱 (一) (略)	
			ハナプトオオトカゲ コモドオオトカゲ

(三) (略)	(略)	なみへび科	ボア科	にしきへび科	
		デイスフォリドウス属(ブームスラング属)全種 ラブドフィス属(ヤマカガシ属)全種 タキユメニス属全種 テロトルニス属(アフリカツルへび属)全種	エウネクテス・ムリヌス(オオアナコンダ) ー) ボア・コンストリクトル(ボアコンストリクター) ピュトン・セバエ(アフリカニシキへび) ピュトン・モルルス(インドニシキへび) ピュトン・レティクラトウス(アミメニシキへび) ピュトン・セバエ(アフリカニシキへび)	モレリア・アメテイスティヌス(アメジストニシキへび) モレリア・キングホルニ(オーストラリアヤブニシキへび)	カゲ) ヴアラヌス・サルヴァドリイ(ハナブトオオトカゲ)
(三) (略)	(略)	なみへび科	ボア科	(新設)	(新設)
		ブームスラング属全種 ヤマカガシ属全種 アフリカツルへび属全種 タチメニス属全種	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキへび インドニシキへび アミメニシキへび アフリカニシキへび		

改正案	現行
<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）</p> <p>第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が環境大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）<u>第三十五条第一項本文の規定による引取りに係る収容施設の新設、改築及び改修に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの</u></p> <p>八・二（略）</p>	<p>（沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業等）</p> <p>第三十二条の二 法第百五条の二第二項第一号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～七（略）</p> <p>八 次に掲げる事業のうち、内閣総理大臣が環境大臣と協議して定めるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）<u>第三十五条第一項に規定する引取りに係る収容施設の新設、改築及び改修に関する事業のうち、沖縄県が実施するもの</u></p> <p>八・二（略）</p>

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令案概要に対する
意見の募集(パブリックコメント)の集計結果

1. 実施期間

平成25年6月13日(木)～平成25年7月12日(金)

2. 意見件数

FAX	メール	郵送	合計	延べ意見数
20	48	0	68	129

意見の概要	主な理由	意見に対する考え方	件数
ボネリークマタカ、ソウゲンワシ、モモジロクマタカ、サンショクウミワシ、クマタカの大型猛禽類は特定動物に追加すべきでない。	東北地方ではクマタカを使用した鷹狩りの文化があり、これは現在も継承されており、今後も残すべき文化である。東北地方の鷹狩りは戦国大名～徳川幕府～宮内省～宮内庁と伝わったものとは異なり、雪深い冬山でクマタカを使い、ウサギ等を捕獲させるもので、この厳しい環境に耐えうるのはクマタカ等の大型種のみである。また、国内では猛禽類の捕獲と飼養が禁じられているため、外国産の個体を輸入することで依存している。今回の追加が施行されれば、クマタカ類を使うことができなくなり、貴重な伝統文化が消滅してしまうことになる。全国的にも飼育数は多くなく、危険が伴うと思わない。	今回追加する猛禽類5種については、特定動物見直し検討会(以下、検討会という。)において危険性があるとされ、日本国内での飼養及び販売実績等が確認されたことから、人の生命、身体又は財産への危害防止のため、特定動物に指定するものです。	6
アフリカソウゲンワシ、ソウゲンワシ、ボネリークマタカ、モモジロクマタカ、ヒメクマタカを特定動物に追加すべきではない。	イヌワシ属全種での特定動物の追加の検討とあるが、ヒメクマタカは小型である。 ・飼育下における一般の人々への危険性は考えられない。逃走時にも同様である。 ・ソウゲンワシは現在飛ばせる大型の猛禽類である。 ・モモジロクマタカでは、カワウ・カラスなど害鳥駆除が行われている。	検討会においてはオジロワシ属全種、イヌワシ属全種及びクマタカ属のうちクマタカを追加検討すべきとの結論を得ましたが、日本国内での飼養及び販売実績等を勘案してイヌワシ属についてはソウゲンワシ、ボネリークマタカ、モモジロクマタカを特定動物に追加指定するものです。ヒメクマタカについては同じイヌワシ属に含まれていますが、日本国内での飼養及び販売実績等が確認されなかったため指定しません。	1
ソウゲンワシは特定動物に追加すべきでない。	・本種はあまり狩りを好まず主に死肉を食べ、餌が乏しい場合も昆虫類や小型の鳥類やげっ歯類を獲物にすることから、獲物として人間を積極的に襲う状況が考えづらい。また獲物を狩る場合、空中から狙うのではなく、地上を歩いている時に見つけたものを狩るため、さらに脅威は少ないと思われる。 ・非常に賢い動物であり、人に飼育・訓練されていれば尚更のこと、積極的に人間に危害を加える可能性は限りなく低く、また事故例も無い。 ・それぞれの生態・食性を考慮せず、爪の長さや握力など、種の持つ身体的特徴や能力のみでイヌワシ属すべてを特定動物とする事には正当性に疑問がある。	ソウゲンワシは、検討会で危険性があるとされたイヌワシ属に含まれており、日本国内での販売や展示が確認されたことから、人の生命、身体又は財産への危害防止のため、特定動物に指定するものです。	10
モモジロクマタカは特定動物に追加すべきでない。	モモジロクマタカを使い害鳥駆除をしているが、特定動物に指定されてしまうと使用できなくなる。オオタカと大きさが変わらないのになぜ特定動物になるのか。	モモジロクマタカは、検討会で危険性があるとされたイヌワシ属に含まれており、日本国内での販売実績等が確認されたことから、人の生命、身体又は財産への危害防止のため、特定動物に指定するものです。	1
イヌワシ属全種という広いくくりで特定動物を決めてしまい、日本国内すべてのイヌワシ属(飼育中の物も含めて)を檻に閉じ込めざるを得ない、外に出すこともできない状態にするのはいかがなものかとは思ふ。	自分が以前某喫茶店で見かけたイヌワシに関しては管理もしっかりされており飼い主様の監視の元に安定した飼育をされていた。 ある程度の行き来、飼い主監視の元の移動などをすべて不可能にしてはその個体にかかるストレスはかなりの物なのではないかと思われる。 特定の個体に限った話ではなく、飼育下の状態にあるイヌワシの環境をガラッと変えてしまう恐ろしさが特定動物リストの決定にはあると考えている。 リストに入れることが悪というわけではなく、リストの対象になるイヌワシのさらに細かい環境による分類が必要。	検討会においてはオジロワシ属全種、イヌワシ属全種及びクマタカ属のうちクマタカを追加検討すべきとの結論を得ましたが、日本国内での飼養及び販売実績等を勘案してイヌワシ属についてはソウゲンワシ、ボネリークマタカ、モモジロクマタカを特定動物に追加指定するものです。	2

意見の概要	主な理由	意見に対する考え方	件数
ボネリークマタカ、ソウゲンワシ、モモジロクマタカ、サンショクウミワシ、クマタカの特定期動物に追加に賛成。	鷹狩り等のために安易に飼養されることのないよう、特定期動物として指定することに賛成する。鷹類は、そもそも広い行動域を必要としており、人に飼養されるべきではない。飼育するために、野生から捕獲されたり、輸入されたりする動物が減ることは、動物たちにとってもよいことである。	パブリックコメント案のとおり指定することとします。	3
アナコンダの表記をオオアナコンダとすることに賛成。	アナコンダ属(Eunectes)のうち、現行リストでは「アナコンダ」と記述されていることからキロアナコンダを含むか混乱が生じていたので今回の改正でオオアナコンダ(Eunectes murinus)のみを指定する表記変更はその点がはっきりすることで行政及び飼育者の混乱が解消される。	表記については、学名のカタカナ読みとし、和名があるものについては、和名を付すこととします。	25
アナコンダ属(Eunectes)全種を特定期動物に指定すべき。(キロアナコンダも特定期動物に含むべき。またオオアナコンダと同等の大きさになる他のアナコンダも含めるべき。)	キロアナコンダ(Eunectes notaeus)は、オオアナコンダ(E. murinus)ほどではないにせよ、通常で全長3~4m、最大で5m近くに成長すると言われている。また、気性の荒い種とは言えない可能性があるが、飼育例が少なく、危険性が少ないと判断するには時期尚早の感がある。さらに、従来オオアナコンダとされてきた種が、近年の分類学的な研究によりベニアナコンダなどを含む数種に分かれるとする報告もある。これらが輸入された場合、従来オオアナコンダとされていて同等に大きくなる種が、特定期動物にはオオアナコンダとしか指定されていないがために特定期動物飼育許可なしに飼育される事態になる可能性もある。	検討会において、ボア科の種については、新たに追加すべきとされた種はないことから、今回の見直しに当たって種の追加はしません。	1
ボア属全種(ボアコンストリクター)を特定期動物リストから削除すべき	本種は飼育下に於いては全長3mを超えることが稀。 ・噛まれても軽度、人間に対して危険性は少ない。 ・本種の性質は温和であつかいやすい。 ・国内では飼育数に対して、これまで死亡事故はない。 ・本種より大型で気性の荒いキロアナコンダやハルマヘラニシキヘビは指定されていない。 ・飼育事例の多い米国でも飼育規制がない	ボアコンストリクターは2010年に死亡事例が確認されていることから指定しています。	36
ボアコンストリクターを特定期動物リストから削除することに反対。	・2mを超えるボア類では締め付ける力は想像を超え、一人では容易に外すことは困難である。噛みつかれる場所によっては重大な事故を起こしかねない。脱走したり、遺棄された個体が不慣れな人はまったく対処できない。十分に熟知した人によって、管理飼育される必要があり、特定期動物の指定は妥当。 ・飼育下であっても他の蛇よりも太く、締め付ける力は強い可能性があるため、その危険性は払拭できない。特定期動物の制度は、長い時間をかけて作り出すものと考える。		2
オマキニシキヘビ属については、種名表記とし、2種を特定期動物として指定、別種として分化した3種を追加しないことに賛成。	オマキニシキヘビ属(Morelia)について、アメジストニシキヘビとアメジストニシキヘビから別種として分割されたオーストラリアヤブニシキヘビ(Morelia kingohomi)の2種はアメジストニシキヘビと同等程度の人を死亡させる能力を有していると考えられることから特定期動物に追加に賛成。同じくアメジストニシキヘビから分割されたハルマヘラニシキヘビ(Morelia tracyae)、セラムニシキヘビ(Morelia clastolepis)、タニンバルニシキヘビ(Morelia nauta)の3種については、ヘビの全長、人に対する殺傷能力を鑑みても危険度は低く、特定期動物に加検討されないことは妥当。この区別をすることで、行政及び飼育者の混乱が解消されると思われる。	最新の知見では、オーストラリアヤブニシキヘビはアメジストニシキヘビから分離し別種とされているが、同程度の危険性を有していることから、今回の見直しに当たり種名の整理をしました。	22

意見の概要	主な理由	意見に対する考え方	件数
アメジストニシキヘビの表記をオーストラリアヤブニシキヘビに変更すべき	アメジストニシキヘビの表記だと、分化した種の危険性の高いものから低いものまですべて含まれるため。	危険性の高いアメジストニシキヘビとオーストラリアヤブニシキヘビを指定することとします。	1
すでにペットとして飼われている個体にも配慮すべき。 ひとくくりでなく、種類によって、「管理下にすでにおかれて愛されている動物たちは～」とか細かく指定すべき。	ちゃんとした管理の元に愛されている動物たちを、この法令により、一生、檻の中に閉じ込めておかなくてはならない、自由にしてあげられないという、状況をあらたに作るのは何も保護にはなっていない。むしろ動物たちの自由を奪うことになっている。ちゃんと愛されている動物たちの自由を奪う法令は作るべきではない。	特定動物は、人の生命、身体又は財産への危害防止のために指定しています。	1
危険な動物を規制して事故が起きないようにするという趣旨は十分に理解するが、追加検討の中には「属全種」とくらわれているものがあり、これは危険動物の指定方法としては乱暴すぎると思われる。	属や種などのカテゴリはあくまで生物学で必要なものである。しかし、同一の属の中に振り分けられた種が同様であるということは全くない。それを知らないで属全体として規制するのであれば、それは生物多様性を無視した行為だとは言えないだろうか。「属全体」を規制の対象とする際に含むことになる種が判明しているのならば、それらの個別検討をすべきである。	毒性・爪牙・運動能力などの形態や攻撃性向などの生態からみて危険性に一定の共通性があると判断されるものについて、属全種や科全種として指定しています。	1
特定外来生物に指定され、特定動物リストから削除された種を、再度特定動物に選定するよう求める	タイワンザル・カニクイザル・アカゲザル・カミツキガメ・タイワンハブの5種が外来生物法において特定外来生物に指定されたことにより、平成17年の政令改正時に特定動物リストより削除されました。しかし、これらの動物種が人に対し危害を及ぼすおそれがあることは変わりません。特定動物飼養施設については自治体の動物愛護管理担当の課が把握していますが、特定外来生物の飼養許可は環境省の管轄であり、各自治体は情報を把握していないのが現状です。 地震、火災等の非常災害時に際して、これらの動物が飼養施設から逸走した場合に自治体に対応できるようにするためにも、上記5種について再度特定動物に選定することを強く求めます。	外来生物法の特定外来生物に指定された種は、その飼養等について許可が必要であり、動物愛護管理法の特定動物の指定とほぼ同等の法的な効果があるため、重複した規制とならないようにされています。	4
特定動物の交雑個体(ハイブリッド)についても、特定動物であることを明確に記載すべきです。	現在、特定動物の交雑種についての取扱いは不明瞭な状況です。特定動物種同士の交雑個体(ライオン×トラ、イヌワシ×ソウゲンワシ(注:ソウゲンワシが改正政令で追加されることを前提とする))が特定動物であることを明記すべきです。イヌワシ×ソウゲンワシの交雑個体は、動物取扱業者によって人工的に繁殖され、販売・飼養されています。 また、特定動物と非特定動物の交雑個体についても、特定動物として規制されるべきと考えます。オオカミとイヌの交雑個体であるウルフドッグは、飼い主との信頼関係が成立していない限り、成体の制御は不可能であり、極めて危険です。 特定動物の法的規制の本来の意味を考慮し、これらの交雑個体についても特定動物として取り扱うべきです。	交雑個体については、その飼養実態や危険性についての情報収集を含めて今後の検討課題としています。	6

意見の概要	主な理由	意見に対する考え方	件数
安易な購入者・飼養者、無責任な動物取扱業者を取り締まる意味でも、より多くの種を特定動物に追加する必要があります。	現在、動物愛護法において選定されている特定動物の種の多くは、野生由来の外来種です。誰でも、無資格でこれらの動物を購入・飼養できることは非常に大きな問題になっています。実際には、飼養技術や専門知識がないと飼養が難しい種が多いですが、動物取扱業者の中には、購入者に対して当該種の習性や生態についての説明を適切に行わない者もいます。結果、飼養を継続することができなくなり、意図的或いは非意図的な野外放出が起こることもあります。また、適切な知識に基づく飼養下でない動物が、人の身体や財産を傷つける危険性もあります。より多くの野生動物種を特定動物に選定し、規制を強化することは、上記で挙げたような問題が引き起こされる事態を防ぐとともに、安易な購入・飼養に対する抑止効果にもつながります。	今後も、飼養実態や事故事例等の情報を収集しつつ、必要に応じて特定動物の見直しを行います。	5
特定動物について、個人の愛玩目的での飼養は許可されないものとする。(現在既に飼養されているものについては、経過措置として飼養が許可されるものとする)	そもそも、危険な動物である特定動物を個人が飼育できる状況がおかしいのではないかと。逸走を防ぎつつ、動物福祉も確保できるような広さ・環境を個人が用意するには財力も必要であり、実際には狭い設備内で飼育されている現実がある。そのような状況では逸走の危険性も高いため、動物愛護部会でも繰り返し指摘されてきた通り、特定動物を個人が家庭動物として飼育することは禁止すべきである。	今後の参考とさせていただきます。	1
特定動物の指定について、削除が行われないことに賛成。	今回の改正へ向けて削除が検討されていた種について、削除が行われないことに賛成する。マニア等から削除の要望があったとしても、一定程度の危険性は認められるため、削除は行うべきではない。今まで規制されていたものが変わってしまうことは警察等の現場にも混乱を招くため、望ましくない。	検討会において、削除検討とされた種については、過去の事故事例や社会的影響等を勘案して、削除しないこととしました。	1
		意見の合計件数	129